

(写)

高松市監査委員告示第3号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年1月30日

高松市監査委員 木 田 一 彦
同 大 西 均
同 香 川 洋 二
同 造 田 正 彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

| 措置通知No. | 監査実施年度 | 告示日 | 告示番号※ | 区分※ | 項目 | 公表文該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|---------|--------|---------|-------|--------|------------------|----------|-------|-------|----------|
| 1 | R7 | R7.12.1 | 第37号 | 意見【重点】 | 郵便切手の管理について | P 15 | 消防局 | 総務課 | R7.12.25 |
| 2 | | | | 意見 | 補助金交付に係る事務処理について | P 13 | 都市整備局 | 住宅政策課 | R8.1.9 |

※ 告示番号 ・・・ 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 ・・・ 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 ・・・ 「令和7年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

〔参考〕令和7年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和7年度の重点取組事項

（2）郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならず、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、令和6年10月1日から郵便料金が変更されたことに伴い、差額分の郵便切手を追加購入する必要があるものと考える。そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

| | | | |
|--------------------|---|-------|-----------|
| 監査実施年度／監査対象 | 令和7年度／消防局 | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第37号 | 告 示 日 | 令和7年12月1日 |
| 区 分 | 意 見 【重 点】 | | |
| 意 見 の 項 目 | 郵便切手の管理について | | |
| 意 見 の 内 容 | 郵便切手については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。 | | |
| 公 表 文 該 当 ペ ー ジ | P15 | | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|---|
| 措 置 通 知 日 | 令和7年12月25日 |
| 所 管 課 等 | 消防局 総務課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見については、令和7年12月から、5年4月1日の高松市物品会計規則の一部改正により定められた受払票の様式により整理している。 また、7年12月9日に、課内職員に対し、今後においても、郵便切手類の管理について、同規則や庁内電子掲示板の掲載内容に則ったものとなっているかを定期的に確認するよう周知した。 |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

| | | | | | |
|-----------------|--|-------|-----------|--|--|
| 監査実施年度／監査対象 | 令和7年度／都市整備局 | | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第37号 | 告 示 日 | 令和7年12月1日 | | |
| 区 分 | 意 見 | | | | |
| 意 見 の 項 目 | 補助金交付に係る事務処理について | | | | |
| 意 見 の 内 容 | 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱に規定する、既存住宅状況調査技術者の資格要件を確認するための添付書類については、同技術者の登録証の写しではなく、既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書の写しとするよう、同要綱の改正を検討されたい。 | | | | |
| 公 表 文 該 当 ペ ー ジ | P13 | | | | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-----------|--|
| 措 置 通 知 日 | 令和8年1月9日 |
| 所 管 課 等 | 都市整備局 住宅政策課 |
| 措 置 結 果 | 本件意見については、令和8年1月5日付で、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱を一部改正し、既存住宅状況調査技術者の資格要件を確認するための添付書類を、既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書等の写しに改めた。 |